

平成30年度

予 算 書

長 岡 市

目 次

議案第10号	平成30年度長岡市一般会計予算	1
議案第11号	平成30年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算	特1
議案第12号	平成30年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算	特4
議案第13号	平成30年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	特7
議案第14号	平成30年度長岡市介護保険事業特別会計予算	特10
議案第15号	平成30年度長岡市診療所事業特別会計予算	特13
議案第16号	平成30年度長岡市と畜場事業特別会計予算	特17
議案第17号	平成30年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算	特20
議案第18号	平成30年度長岡市簡易水道事業特別会計予算	特24
議案第19号	平成30年度長岡市下水道事業会計予算	特29
議案第20号	平成30年度長岡市水道事業会計予算	特35

一 般 会 計

平成30年度長岡市一般会計予算

平成30年度長岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,669,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬及び賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		38,243,000
	1 市 民 税	17,188,000
	2 固 定 資 産 税	16,433,000
	3 軽 自 動 車 税	770,000
	4 市 た ば こ 税	1,692,001
	5 鈦 産 税	580,001
	6 入 湯 税	47,001
	7 都 市 計 画 税	1,532,997
2 地 方 譲 与 税		1,235,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	335,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	900,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		60,000
	1 利 子 割 交 付 金	60,000
4 配 当 割 交 付 金		100,000
	1 配 当 割 交 付 金	100,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		150,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	150,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		5,600,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,600,000
7 ゴルフ場利用税交付金		34,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		300,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	300,000
9 地 方 特 例 交 付 金		200,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	200,000
10 地 方 交 付 税		26,480,000
	1 地 方 交 付 税	26,480,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		40,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		1,671,400
	1 分 担 金	17,272
	2 負 担 金	1,654,128

(単位 千円)

款	項	金額
13 使用料及び手数料		1,680,475
	1 使 用 料	756,512
	2 手 数 料	923,963
14 国 庫 支 出 金		15,432,228
	1 国 庫 負 担 金	10,181,554
	2 国 庫 補 助 金	5,198,401
	3 委 託 金	52,273
15 県 支 出 金		7,593,191
	1 県 負 担 金	4,345,831
	2 県 補 助 金	2,603,794
	3 委 託 金	643,566
16 財 産 収 入		285,616
	1 財 産 運 用 収 入	193,536
	2 財 産 売 払 収 入	92,080
17 寄 附 金		513,748
	1 寄 附 金	513,748
18 繰 入 金		3,093,618
	1 基 金 繰 入 金	3,093,618
19 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
20 諸 収 入		20,288,722
	1 延滞金、加算金及び過料	57,001
	2 市 預 金 利 子	50
	3 貸 付 金 元 利 収 入	19,042,046
	4 受 託 事 業 収 入	3,411
	5 雑 収 入	1,186,214
21 市 債		15,668,000
	1 市 債	15,668,000
歳 入 合 計		138,669,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		561,698
	1 議 会 費	561,698
2 総 務 費		14,774,020
	1 総 務 管 理 費	13,023,115
	2 徴 税 費	788,340
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	730,717
	4 選 挙 費	110,189
	5 統 計 調 査 費	38,801
	6 監 査 委 員 費	82,858
3 民 生 費		38,819,135
	1 社 会 福 祉 費	17,920,451
	2 児 童 福 祉 費	18,668,909
	3 生 活 保 護 費	2,229,485
4 衛 生 費		8,924,393
	1 保 健 衛 生 費	3,594,349
	2 清 掃 費	5,026,846
	3 上 水 道 費	303,198
5 労 働 費		511,085
	1 労 働 諸 費	511,085
6 農 林 水 産 業 費		3,485,306
	1 農 業 費	3,273,639
	2 林 業 費	163,441
7 商 工 費		13,855,200
	1 商 工 費	13,855,200
	3 水 産 業 費	48,226
8 土 木 費		22,177,977
	1 土 木 管 理 費	784,754
	2 道 路 橋 り よ う 費	6,252,100
	3 河 川 費	559,412
	4 港 湾 費	8,744
	5 都 市 計 画 費	6,566,795
6 住 宅 費	8,006,172	

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		6,675,633
	1 消 防 費	6,675,633
10 教 育 費		11,902,442
	1 教 育 総 務 費	1,836,944
	2 小 学 校 費	4,339,079
	3 中 学 校 費	3,014,719
	4 幼 稚 園 費	78,124
	5 総 合 支 援 学 校 費	168,633
	6 社 会 教 育 費	1,258,865
11 災 害 復 旧 費		5,200
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,200
12 公 債 費		16,926,911
	1 公 債 費	16,926,911
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		138,669,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	旧中之島ごみ処理施設解体事業	686,000	平成30年度	411,600
				平成31年度	274,400
4 衛生費	2 清掃費	中之島し尿処理施設解体事業	422,000	平成30年度	164,600
				平成31年度	257,400
10 教育費	2 小学校費	越路小学校校舎等大規模改造事業	1,090,000	平成30年度	131,000
				平成31年度	959,000
10 教育費	3 中学校費	西中学校校舎増築・大規模改造事業	1,850,000	平成30年度	370,000
				平成31年度	925,000
				平成32年度	555,000

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき特定事業として選定した、中之島新ごみ処理施設の整備・運営及び維持管理事業費	平成30年度から平成50年度まで	中之島新ごみ処理施設の整備・運営及び維持管理において、市と選定事業者とが締結する契約額
ながおか花火館（仮称）整備事業費	平成30年度から平成32年度まで	ながおか花火館（仮称）整備事業において、市と選定事業者とが締結する契約額
十楽寺尼瀬道路橋修繕事業費	平成30年度から平成31年度まで	220,000
長岡地域土地開発公社の事業資金（長岡市の関係事業分）借入れに対する債務保証	平成30年度から平成34年度まで	278,182
長岡地域土地開発公社の長岡北スマート流通産業団地（仮称）整備事業用地取得及び造成資金借入れに対する債務保証	平成30年度から平成34年度まで	2,670,932
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業経営支援借換対応特別融資について行う信用保証に対する損失補償	平成30年度から平成40年度まで	45,000
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金について行う信用保証に対する損失補償	平成30年度から平成40年度まで	4,500
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業災害復旧資金について行う信用保証に対する損失補償	平成30年度から平成40年度まで	3,600
「長岡産業交流会館」改修工事の元利償還金補助	平成30年度から平成40年度まで	65,271

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通財産整備事業	15,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融資 条件による。銀行その他の場合 は、その債権者と協定する。た だし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮もしく は繰上償還又は借換えをするこ とができる。
長倉分室解体事業	16,400			
支所庁舎整備事業	63,800			
長岡崇徳大学(仮称)施設整備事業	142,000			
地域交流拠点等整備事業	8,100			
テレビ共同受信施設整備支援事業	3,000			
市立劇場整備事業	25,600			
文化センター整備事業	89,500			
コミュニティセンター整備事業	166,800			
地域会館整備事業	39,000			
地域振興施設整備事業	35,000			
老人福祉センター整備事業	14,800			
デイサービスセンター整備事業	10,300			
地域福祉センター整備事業	700			
保育所整備事業	23,000			
廃棄物処理施設整備事業	934,700			
体験交流施設整備事業	400			
県営土地改良事業	369,100			
治山事業	6,300			
林業施設整備事業	3,000			
ながおか花火館(仮称)整備事業	162,200			
観光施設整備事業	27,400			
道路橋りょう整備事業	2,005,100			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
河川整備事業	336,400						
急傾斜地崩壊対策事業	15,900						
小規模急傾斜地崩壊防止事業	35,000						
街なみ環境整備事業	49,900						
公園整備事業	68,000						
公営住宅建設事業	407,800						
消防施設整備事業	438,000						
災害時次期情報伝達方式構築事業	12,000						
全国瞬時警報システム整備事業	4,500						
除雪機械整備事業	36,800						
教職員住宅解体事業	19,100						
小学校整備事業	1,068,000						
中学校整備事業	947,300						
幼稚園整備事業	2,300						
総合支援学校整備事業	2,400						
社会教育施設整備事業	43,800						
体育施設整備事業	111,500						
農林水産施設災害復旧事業	1,800						
過疎地域自立促進特別事業	273,100						
臨時財政対策債	4,786,000						
借換債	2,847,200						
計	15,668,000						

国民健康保険事業特別会計

平成30年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度長岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,203,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		4,711,364
	1 国民健康保険料	4,711,364
2 国民健康保険税		346
	1 国民健康保険税	346
3 分担金及び負担金		5,005
	1 負担金	5,005
4 使用料及び手数料		2,020
	1 手数料	2,020
5 国庫支出金		815
	1 国庫補助金	815
6 県支出金		16,715,933
	1 県補助金	16,715,933
7 連合会支出金		409
	1 連合会補助金	409
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		1,732,930
	1 一般会計繰入金	1,732,930
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		34,575
	1 延滞金、加算金及び過料	16,982
	2 雑収入	17,593
歳入合計		23,203,400

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		287,266
	1 運営協議会費	476
	2 総務管理費	243,843
	3 医療費適正化特別対策事業費	24,708
	4 保険料徴収費	18,239
2 保険給付費		16,873,961
	1 療養諸費	16,786,729
	2 移送費	200
	3 出産育児一時金	63,032
	4 葬祭費	24,000
3 国民健康保険事業費納付金		5,771,291
	1 医療給付費	3,819,832
	2 介護納付金	520,875
	3 後期高齢者支援金	1,430,584
4 保健事業費		185,229
	1 保健事業費	185,229
5 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
6 公債費		8,107
	1 公債費	8,107
7 諸支出金		76,544
	1 償還金及び還付加算金	25,461
	2 繰出金	51,083
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		23,203,400

国民健康保険寺泊診療所事業特別会計

平成30年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算

平成30年度長岡市の国民健康保険寺泊診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		39,858
	1 外 来 収 入	38,770
	2 その他の診療収入	1,088
2 使用料及び手数料		154
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	150
3 繰 入 金		51,083
	1 他 会 計 繰 入 金	51,083
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		4
	1 雑 入	4
歳 入 合 計		91,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		58,804
	1 施 設 管 理 費	58,804
2 医 業 費		31,796
	1 医 業 費	31,796
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		91,100

後期高齢者医療事業特別会計

平成30年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度長岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,735,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2, 063, 618
	1 後期高齢者医療保険料	2, 063, 618
2 使用料及び手数料		121
	1 手 数 料	121
3 国 庫 支 出 金		1, 034
	1 国 庫 補 助 金	1, 034
4 繰 入 金		667, 385
	1 一 般 会 計 繰 入 金	667, 385
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3, 341
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	3, 340
歳 入 合 計		2, 735, 500

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		32, 250
	1 総 務 管 理 費	30, 386
	2 保 険 料 徴 収 費	1, 864
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2, 699, 800
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 699, 800
3 諸 支 出 金		3, 350
	1 償還金及び還付加算金	3, 350
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		2, 735, 500

介護保険事業特別会計

平成30年度長岡市介護保険事業特別会計予算

平成30年度長岡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		5,727,647
	1 介護保険料	5,727,647
2 分担金及び負担金		5,111
	1 負担金	5,111
3 使用料及び手数料		546
	1 手数料	546
4 国庫支出金		6,490,838
	1 国庫負担金	4,669,982
	2 国庫補助金	1,820,856
5 支払基金交付金		7,213,755
	1 支払基金交付金	7,213,755
6 県支出金		3,988,397
	1 県負担金	3,831,842
	2 県補助金	156,547
	3 委託金	8
7 財産収入		119
	1 財産運用収入	119
8 繰入金		4,173,253
	1 一般会計繰入金	3,874,521
	2 基金繰入金	298,732
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		333
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑収入	233
歳入合計		27,600,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		422,265
	1 総務管理費	249,115
	2 保険料徴収費	2,630
2 保険給付費		26,159,464
	1 介護給付費	26,144,943
	2 その他諸費	14,521
3 地域支援事業費		1,012,796
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	559,960
	2 包括的支援事業・任意事業費	451,363
4 基金積立金		120
	1 基金積立金	120
	5 諸支出金	4,355
5 諸支出金		4,355
	1 償還金及び還付加算金	4,060
	2 保険給付費	295
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		27,600,000

診療所事業特別会計

平成30年度長岡市診療所事業特別会計予算

平成30年度長岡市の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ346,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		205,262
	1 使用料	193,412
	2 手数料	11,850
2 県支出金		51,365
	1 県補助金	51,365
3 財産収入		360
	1 財産運用収入	360
4 繰入金		83,299
	1 一般会計繰入金	83,299
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3,913
	1 受託事業収入	3,414
	2 雑収入	499
7 市債		2,000
	1 市債	2,000
歳入合計		346,200

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		206,505
	1 総務管理費	169,092
	2 診療所管理運営費	35,093
	3 診療所施設整備費	2,320
2 医療費		133,054
	1 医療費	133,054
3 公債費		6,141
	1 公債費	6,141
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		346,200

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所施設等 整備事業	2,000	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

と畜場事業特別会計

平成30年度長岡市と畜場事業特別会計予算

平成30年度長岡市のと畜場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2, 566
	1 使用料	2, 566
2 繰入金		84, 240
	1 繰入金	84, 240
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1, 393
	1 雑収入	1, 393
歳入合計		88, 200

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		50, 167
	1 総務管理費	50, 167
2 公債費		37, 933
	1 公債費	37, 933
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		88, 200

浄化槽整備事業特別会計

平成30年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算

平成30年度長岡市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		491
	1 分担金	491
2 使用料及び手数料		14,344
	1 使用料	14,344
3 国庫支出金		989
	1 国庫補助金	989
4 繰入金		35,574
	1 繰入金	35,574
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
7 市債		3,100
	1 市債	3,100
歳入合計		54,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 浄化槽費		33,901
	1 浄化槽管理費	28,621
	2 浄化槽整備費	5,280
2 公債費		20,399
	1 公債費	20,399
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		54,500

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定地域生活排水 処理事業	3,100	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

簡易水道事業特別会計

平成30年度長岡市簡易水道事業特別会計予算

平成30年度長岡市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ524,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		194
	1 分担金	194
2 使用料及び手数料		148,873
	1 使用料	148,822
	2 手数料	51
3 繰入金		213,173
	1 繰入金	213,173
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		19,359
	1 雑収入	19,359
6 市債		142,800
	1 市債	142,800
歳入合計		524,400

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		382,437
	1 総務管理費	382,437
2 公債費		140,963
	1 公債費	140,963
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		524,400

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 総務費	1 総務管理費	栃尾地域簡易水道 遠方監視設備整備事業	112,000	平成30年度	55,000
				平成31年度	57,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設 整備事業	142,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

下水道事業会計

平成30年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	102,000	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	47,400,000	m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	129,863	m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ ポンプ場整備事業 ・ 処理場整備事業 ○ 特定環境保全公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ 処理場整備事業 ○ 農業集落排水事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ 処理場整備事業 	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		9,865,200 千円
第 1 項	営 業 収 益		5,081,116 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		4,714,068 千円
第 3 項	特 別 利 益		70,016 千円
		支	出
第 1 款	事 業 費 用		9,865,200 千円
第 1 項	営 業 費 用		8,614,851 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		1,246,467 千円
第 3 項	特 別 損 失		2,882 千円
第 4 項	予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,055,100千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,020千円、過年度分損益勘定留保資金264,032千円及び当年度分損益勘定留保資金2,615,048千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,234,400 千円
第1項 企業債	2,398,400 千円
第2項 国庫補助金	1,481,800 千円
第3項 他会計出資金	2,297,382 千円
第4項 負担金	54,428 千円
第5項 貸付金回収金	2,380 千円
第6項 固定資産売却代金	10 千円

支 出	
第1款 資本的支出	9,289,500 千円
第1項 建設改良費	4,082,572 千円
第2項 企業債償還金	5,203,548 千円
第3項 投資	2,380 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	蔵王処理分区浸水対策事業 (琴平貯留施設)	450,000	平成30年度	140,000
				平成31年度	310,000
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター 水処理施設(最初沈殿池) 更新事業	864,000	平成30年度	250,000
				平成31年度	614,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	2,398,400	普通貸借 又 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	2,398,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 288,561 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 雨水処理に要する経費に対する負担金	1,115,019 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費に対する補助金	951,125 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費に対する補助金	11,544 千円
(4) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金	77,989 千円
(5) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金	7,894 千円
(6) 不明水の処理に要する経費に対する補助金	32,488 千円
(7) 普及特別対策に要する経費に対する補助金	71,864 千円
(8) 緊急下水道整備特定事業に要する経費に対する補助金	4,698 千円
(9) 農業集落排水緊急整備事業に要する経費に対する補助金	7,045 千円
(10) 下水道事業債(特例措置分)の企業債利子に対する補助金	5,531 千円
(11) 臨時財政特例債の企業債利子に対する補助金	15,344 千円
(12) 災害復旧債の企業債利子に対する補助金	388 千円
(13) 補正予算債の企業債利子に対する補助金	1,036 千円
(14) その他下水道事業の支出に対する補助金	535,740 千円
合 計	2,837,705 千円

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田達伸

平成30年度長岡市下水道
収益的収入

(単位 千円)

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		9,865,200	
	1	営業収益	5,081,116	
		1 下水道使用料	3,965,904	
		2 他会計負担金	1,115,019	
		3 その他営業収益	193	
	2	営業外収益	4,714,068	
		1 他会計補助金	1,722,686	
		2 国庫補助金	14,000	
		3 県補助金	317	
		4 長期前受金戻入収益	2,924,127	
		5 雑収益	52,938	
	3	特別利益	70,016	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	70,003	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		9,865,200	
	1	営業費用	8,614,851	
		1 管渠費	472,817	
		2 ポンプ場費	74,608	
		3 処理場費	1,222,944	
		4 流域下水道維持管理負担金	527,727	
		5 業務費	275,316	
		6 総係費	62,212	
		7 減価償却費	5,940,227	
		8 資産減耗費	39,000	
	2	営業外費用	1,246,467	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	1,126,467	
		2 消費税及び地方消費税	120,000	
	3	特別損失	2,882	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,240	
		3 その他特別損失	632	
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			6,234,400	
	1 企業債		2,398,400	
		1 企業債	2,398,400	
	2 国庫補助金		1,481,800	
		1 国庫補助金	1,481,800	
	3 他会計出資金		2,297,382	
		1 他会計出資金	2,297,382	
	4 負担金		54,428	
		1 工事負担金	29,000	
		2 受益者負担金	20,928	
		3 受益者分担金	4,500	
	5 貸付金回収金		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金回収金	2,380	
	6 固定資産売却代金		10	
1 固定資産売却代金		10		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			9,289,500	
	1 建設改良費		4,082,572	
		1 事務費	126,117	
		2 資産購入費	11,414	
		3 管路整備費	2,502,400	
		4 ポンプ場整備費	440,700	
		5 処理場整備費	782,000	
		6 流域下水道建設負担金	219,941	
	2 企業債償還金		5,203,548	
		1 企業債償還金	5,203,548	
	3 投資		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金	2,380	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

水道事業会計

平成30年度長岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度長岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	107,304 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	32,050,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	87,808 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 送配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		6,195,600 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,477,098 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		718,482 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円

	支	出
第 1 款 事 業 費 用		5,904,100 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,462,920 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		429,890 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,290 千円
第 4 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,945,800千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額191,819千円、当年度分損益勘定留保資金1,977,959千円及び減債積立金776,022千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,259,400 千円
第1項 企業債	1,000,000 千円
第2項 国庫補助金	35,600 千円
第3項 出資金	63,041 千円
第4項 工事負担金	160,695 千円
第5項 固定資産売却代金	64 千円

支 出	
第1款 資本的支出	4,205,200 千円
第1項 建設改良費	2,893,426 千円
第2項 企業債償還金	1,301,774 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場沈でん池汚泥掻寄機更新事業	347,000	平成30年度	216,000
				平成31年度	131,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設整備事業	1,000,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	1,000,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,012,081 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 西部丘陵水道建設事業に伴う企業債利子補助	6,071 千円
(2) 大積地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	2,178 千円
(3) 太田地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	6,424 千円
(4) 西部丘陵東地区配水管整備事業に伴う企業債利子補助	223 千円
(5) 経営戦略策定に対する補助	6,448 千円
(6) 児童手当に対する負担金	5,640 千円
合 計	26,984 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、81,000千円と定める。

平成30年3月6日提出

長岡市長 磯田達伸

平成30年度長岡市水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益	1 営業収益		6,195,600	
		1 給 水 収 益	5,091,490	
		2 受 託 工 事 収 益	14,000	
		3 加 入 金	115,486	
		4 下 水 道 受 託 収 益	218,647	
		5 そ の 他 営 業 収 益	37,475	
		2 営業外収益	718,482	
	1 受取利息及び配当金	771		
		2 他 会 計 補 助 金	26,984	
		3 長 期 前 受 金 戻 入 収 益	566,118	
		4 雑 収 益	124,609	
	3 特別利益	20		
		1 固 定 資 産 売 却 益	10	
		2 過 年 度 損 益 修 正 益	10	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用	1 営業費用		5,904,100	
		1 原 水 及 び 浄 水 費	1,154,878	
		2 配 水 費	766,970	
		3 給 水 費	312,345	
		4 受 託 工 事 費	13,500	
		5 業 務 費	352,330	
		6 総 係 費	318,337	
		7 減 価 償 却 費	2,342,000	
	8 資 産 減 耗 費	202,560		
	2 営業外費用	429,890		
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	295,245	
		2 雑 支 出	4,645	
	3 消費税及び地方消費税	130,000		
	3 特別損失	1,290		
		1 固 定 資 産 売 却 損	210	
	2 過 年 度 損 益 修 正 損	1,080		
	4 予 備 費	10,000		
		1 予 備 費	10,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			1,259,400	
	1 企業債		1,000,000	
		1 企業債	1,000,000	
	2 国庫補助金		35,600	
		1 国庫補助金	35,600	
	3 出資金		63,041	
		1 出資金	63,041	
	4 工事負担金		160,695	
1 工事負担金		160,695		
5 固定資産売却代金		64		
	1 固定資産売却代金	64		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			4,205,200	
	1 建設改良費		2,893,426	
		1 事務費	107,614	
		2 資産購入費	27,195	
		3 原浄水施設費	1,171,980	
		4 給配水施設費	1,586,637	
	2 企業債償還金		1,301,774	
		1 企業債償還金	1,301,774	
	3 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	